

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会基盤整備の一翼を担う企業としての自覚と責任を持ち、透明性・健全性の高い信頼される経営を行うことで企業価値の向上を目指すことを重要な経営課題と考えております。

そのために、経営監視機能の充実を図り、経営者並びに従業員の責任を明確にし、適時適切な情報開示を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するなど、コーポレートガバナンスの充実を進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口2、信託口3、信託口4、信託口5、信託口6、信託口9)	4,837,000	9.73
株式会社三井住友銀行	2,169,559	4.36
株式会社メタルワン	1,942,570	3.91
日本生命保険相互会社	1,725,278	3.47
JFEスチール株式会社	1,718,318	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,693,000	3.40
三井物産スチール株式会社	1,432,000	2.88
JFE商事鉄鋼建材株式会社	1,400,000	2.82
株式会社りそな銀行	1,343,000	2.70
新日鐵住金株式会社	1,084,994	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口2、信託口3、信託口4、信託口5、信託口6、信託口9)の所有株式の内訳は、信託口が2,512,000株、信託口1が423,000株、信託口2が416,000株、信託口3が380,000株、信託口4が81,000株、信託口5が391,000株、信託口6が383,000株、信託口9が251,000株であります。

2 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である他3社から、平成27年3月19日付の大量保有に関する変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

住所:東京都千代田区丸の内2-7-3

保有株式数:2,439,000株

保有株式数の割合:4.90%

大量保有者:JPモルガン証券株式会社

住所:東京都千代田区丸の内2-7-3

保有株式数:15,000株

保有株式数の割合:0.03%

大量保有者:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P.Morgan Securities plc)

住所:英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォフ、バンク・ストリート25

保有株式数:1,000株

保有株式数の割合:0.00%

大量保有者:ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing corp.)
住所:アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・ティック・センター
保有株式数:841,000株
保有株式数の割合:0.17%

3 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である他3社から、平成27年4月21日付の大量保有に関する変更報告書の写しの送付があり、平成27年4月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けております。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所:東京都千代田区丸の内2-7-3
保有株式数:346,000株
保有株式数の割合:0.07%

大量保有者:JPモルガン証券株式会社
住所:東京都千代田区丸の内2-7-3
保有株式数:4,000株
保有株式数の割合:0.00%

大量保有者:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P.Morgan Securities plc)
住所:英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォフ、バンク・ストリート25
保有株式数:0株
保有株式数の割合:－

大量保有者:ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.MorganClearing corp.)
住所:アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・ティック・センター
保有株式数:96,000株
保有株式数の割合:0.19%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 英一	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 英一	○	京都大学名誉教授、一般財団法人大阪地域計画研究所理事長	土木工学について深い学識と経験を有し、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことに加えコーポレート・ガバナンスの充実を期するため、選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と渡邊 英一氏及び京都大学、一般財団法人大阪地域計画研究所との間には特別の利害関係はなく、渡邊 英一氏を独立役員として選任することにより、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は、会計監査人の監査に立会い、実査の確認を行うとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の計画、監査の実施状況等の説明及び意見交換等を行い連携を保っております。
 また、会計監査人と代表取締役との間で年2回会合を行っており、これに監査役も参加し、会社の事業環境、基本方針、重要な会計方針の説明及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉松 均	他の会社の出身者										△			
櫛部 哲男	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉松 均		平成18年4月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同行だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同行との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。
櫛部 哲男		平成27年3月まで当社の取引金融機関である日本生命保険相互会社の執行役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同社だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同社との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対し、報酬による他、業績に応じて株主総会の承認を経て賞与として支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年3月期における報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く)	10名	61百万円
監査役(社外監査役を除く)	4名	25百万円
社外役員	3名	14百万円

(注)1 上記の取締役10名には、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役3名辞任した取締役1名が含まれております。

2 上記の監査役4名には、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、辞任した監査役1名が含まれております。

3 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、5名で37百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務担当役員及び総務部が、必要に応じて連絡・報告することとしております。また、決算情報等の重要な事案については、社外取締役に對しては総務担当役員が、社外監査役に対しては総務担当役員又は社内監査役が事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では平成14年度より執行役員制度を導入しており、取締役を少人数化することで迅速な経営判断を行えるようにするとともに、意思決定機能と業務執行機能を分離することにより責任と権限を明確にして経営効率の向上を目指しております。

また、当社は監査役会設置会社で、社外監査役2名を含む4名の監査役が、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席しております。この他、当社監査役は、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人と会合を持ち、監査の計画、監査の実施状況等の説明及び意見交換等を行い、連携を保っております。また、会計監査人と代表取締役との間で会合を行っており、これに監査役も参加し、会社の事業環境、基本方針、重要な会計方針の説明及び意見交換を行っている他、監査業務の実施や内部統制システムの整備、あるいは品質管理及び安全管理等に関して、コンプライアンス委員会、環境品質委員会、中央安全衛生委員会及び内部監査委員会と定期会合及び意見交換等を行っております。

現在の役員等の構成は、取締役7名(全て男性、内社外取締役1名)、監査役4名(全て男性、内社外監査役2名)、執行役員5名(男性4名、女性1名)となっております。

なお、法務事項に関しては、当社は複数の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて助言・指導を受けております。

会計監査については、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は以下の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。

指定有限責任社員 業務執行社員 林 由佳
指定有限責任社員 業務執行社員 入山 友作

継続監査年数については、全員7年以内であります。

なお、当社の監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他4名であります。

会計監査人は、四半期、期末だけでなく期中においても適宜監査を実施しており、会社からも経営に関わる重要な事項につき適宜報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しており、社外取締役が議決権を持つ社外役員として公正・中立な立場で経営に参画することがコーポレート・ガバナンスの充実に寄与するものと考えております。

また、当社は監査役会設置会社であり、4名の監査役の内2名の社外監査役を選任しております。社外監査役は、経営全般に関し独立した機関として常に公正・中立な立場で取締役の職務執行状況を監視し、取締役会をはじめとする各種会議において積極的に助言・提言を行っております。

これらの経営体制によって当社の企業統治体制は十分に機能すると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の事業報告について映像・ナレーションを使用したビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「IR情報」に決算短信等の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境・品質方針」に基づき、省エネルギー・省資源に努めるとともに、リサイクル活動の推進により産業廃棄物の削減を図るなど環境保護への貢献に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「決定事実」「発生事実等」について、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、適時適切な開示を行っております。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、育児介護休業制度や短時間勤務制度などを整備し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、事業活動の目的達成のため、経営者、各部門の執行責任者が、経営管理、業務管理、業務執行の状況について密接に意見・情報を交換することを基本とする内部統制システムを整備しております。これにより業務の有効性を高め、且つ経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識評価し、健全な事業活動を推進することで企業価値の向上を目指します。

平成17年4月にコンプライアンス室を設置し、社会規範・企業倫理の遵守等内部統制システムの整備・確立に向けた全社的な取り組みを開始いたしました。平成17年6月には社長を委員長とするコンプライアンス委員会を新設し、コンプライアンス宣言や行動規範を制定しております。その後もコンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を中心に社員教育の徹底、社内監視体制の強化、法令違反に対する罰則強化を含めた懲戒制度の見直しを進めてまいりました。

平成18年4月3日に「コンプライアンス・マニュアル」「報告・連絡・相談実施基準」「リスク管理実施基準」等の規定を制定して、内部統制の基盤となる情報管理に関する判断基準及びリスクの評価、対応、危機管理等の実施手順を明確にいたしました。加えて、特に当社としては独占禁止法遵守のための取り組みを優先して「独占禁止法遵守行動指針」「独占禁止法違反に対する処分規定」「社内通報制度」及び「内部業務監査実施要領」を制定し、内部統制環境を整備してきております。

更に、平成18年5月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の施行に伴い業務の適正を確保する体制の整備に向けた内部統制システムの基本方針を決議してきたところですが、平成22年10月1日付けで当社と株式会社ハルテックが合併したことに伴い、同日開催の取締役会において、内部統制に係る体制並びに重要な社内規程類の見直しを行っております。

また、平成27年5月の取締役会において、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う業務の適正を確保する体制の整備に向けた内部統制に係る体制の見直しを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けては、「行動規範」において、反社会的勢力との関係排除について、「毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除する」旨を定めており、これを遵守するとともに、対応統括部署を定め、警察・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築の上、情報収集に努めて、有事の際には、速やかにかつ組織的に対処する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制については、重要な会社情報を管理組織を通じて社内トップに集約すると同時に情報管理責任者である総務担当役員にも報告される社内体制を構築しております。

この社内体制に基づき、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則により開示することが必要となる会社情報については、「決定事実」は、取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関決定が行われた時点で開示を実行し、「発生事実」は、その発生を認識した時点で速やかに必要な社内手続きを行ない開示を実行しております。